

## 物成詰

關東畠方永取之分ハ一反を米三石二斗五升代之積りにて、田方米取都合仕届付割合來候得  
共自今一石替之積りニ割合可然奉存候、

右之通ガ存寄候儀ニ御座候間申上候以上、  
庚寅○享保四年正月廿二日駒木根肥後守殿定政秀勘被仰渡候

右之通り伺相濟候由、寅四月廿二日駒木根肥後守殿定奉行秀勘被仰渡候

## 〔幕朝故事談〕諸侯

折紙とは、二つ折の金銀馬代の事也、略中御加増被下候節、大小名に不限、三千石以上の加増なれば、御禮の時、金馬代なり、三千石以下は、銀馬代にて御禮申上る也。

## 〔地方凡例錄〕物成詰之事

是ハ知行渡しの節、高百石に付、米三斗五升入、百俵の當りニテ、米三拾五石免ニテ三ツ五分に當る、公儀より私領え渡る、村々免は高下あるに付、其村々の物成本途并に小物成米永郷帳組の分を打込み、高百石、三ツ五分に當るやうに割合、三ツ五分より高免の村方あれば、又下免の村を差加へ、高には拘はらず、物成にて増減いたすゆゑ、物成詰と云、然し拜領高千石の物成四百石有之、免四ツに當るとて、三ツ五分に當るやう、千石の高を減少いたし渡す、儀はならざるに付、三ツ五分に當るべき村方を糾し、割合で相渡す、又千石の村、下免にて三ツ五分の物成に不足なれば、外村にて不足だけの米に當るやう、千石の上に高相増し、込高にしてわたす、是は新知のことなり、或は村替等有之分は、三ツ五分に拘はらず、只今まで納め来る本途に、物成の石數を以て引替、雙方の村方、本途小物成を打込んで、物成詰にて引替る、古來は万石以下計り、物成詰にて、万石以上は物成詰に成たり、夫も國替所替等の節は、物成詰にならず、有高にて引替る故、國替には甚損益あ